

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（局長専決事項） 第 5 条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～(55) 〔略〕 (56) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号）<u>第 6 条</u>の規定により任用規則第 9 条第 1 項に規定する試験（同項第 4 号に規定する試験を除く。）の結果により採用された者に相当する者として認めること。 <u>(57) 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の通知（平成14年10月 9 日付け人委職第154号）</u> <u>条例第 7 条第 4 項及び規則第 5 条関係第 2 項の規定により協議に応ずること。</u> <u>(58)</u> 〔略〕 <u>(59)</u> 〔略〕 <u>(60)</u> 〔略〕 <u>(61)</u> 〔略〕 <u>(62)</u> 〔略〕 <u>(63)</u> 〔略〕 <u>(64)</u> 〔略〕 （総括課長専決事項） 第 6 条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～(40) 〔略〕 (41) 「住居手当に関する規則等の運用について」の通知（昭和49年12月24日付け49岩人委業第301号）規則第 6 条関係<u>第 2 項</u>の規定により協議に応ずること。 <u>(42) 通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第 9 号。以下「通勤手当規則」という。）第 4 条の 3 の規定に基づき新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用の基準について承認すること。</u> <u>(43) 通勤手当規則第 7 条の 2 第 3 号の規定により人事委員会が特に必要があると認める職員について承認すること。</u> <u>(44)</u> 〔略〕	（局長専決事項） 第 5 条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～(55) 〔略〕 (56) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号）<u>第 4 条</u>の規定により任用規則第 9 条第 1 項に規定する試験（同項第 4 号に規定する試験を除く。）の結果により採用された者に相当する者として認めること。 <u>(57)</u> 〔略〕 <u>(58)</u> 〔略〕 <u>(59)</u> 〔略〕 <u>(60)</u> 〔略〕 <u>(61)</u> 〔略〕 <u>(62)</u> 〔略〕 <u>(63)</u> 〔略〕 （総括課長専決事項） 第 6 条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 （1）～(40) 〔略〕 (41) 「住居手当に関する規則等の運用について」の通知（昭和49年12月24日付け49岩人委業第301号）規則第 6 条関係<u>第 4 項</u>の規定により協議に応ずること。 <u>(42) 「通勤手当に関する規則の運用について」の通知（昭和60年 3 月 29 日付け人委職第242号）規則第 8 条の 2 関係第 4 項第 3 号の規定により人事委員会が認める職員について承認すること。</u> <u>(43)</u> 〔略〕

<u>(45)</u> [略]	<u>(44)</u> [略]
<u>(46)</u> [略]	<u>(45)</u> [略]
<u>(47)</u> 単身赴任手当通知規則第 8 条関係 <u>第 2 項</u> の規定により協議に応ずること。	<u>(46)</u> 単身赴任手当通知規則第 8 条関係 <u>第 3 項</u> の規定により協議に応ずること。
<u>(48)</u> [略]	<u>(47)</u> [略]
<u>(49)</u> 期末手当等運用通知 <u>第23項第 6 号</u> の規定により協議に応ずること。	<u>(48)</u> 期末手当等運用通知 <u>第22項第 6 号</u> の規定により協議に応ずること。
<u>(50)</u> 「 <u>特地勤務手当等に関する規則の運用について</u> 」の通知（昭和46年 1 月 1 日付け46岩人委業第10号）第 2 項の規定により協議に応ずること。	<u>(49)</u> 「 <u>特地勤務手当等に関する規則の運用について</u> 」の通知（昭和46年 1 月 1 日付け46岩人委業第10号。 <u>以下「特地勤務手当等通知」という。</u> ）第 2 項の規定により協議に応ずること。
	<u>(50)</u> <u>特地勤務手当等通知第 6 項の規定により協議に応ずること。</u>
	<u>(51)</u> 「 <u>へき地手当等に関する規則の運用について</u> 」の通知（昭和35年10月 7 日35岩人委業第358号）第 6 項の規定により協議に応ずること。
<u>(51)</u> [略]	<u>(52)</u> [略]
<u>(52)</u> [略]	<u>(53)</u> [略]
<u>(53)</u> [略]	<u>(54)</u> [略]
<u>(54)</u> [略]	<u>(55)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。